

長期優良住宅認定申請手数料

1. 認定申請手数料（法第5条第1項～第7項）

申請区分		確認書 ^{注2} 又は住宅性能評価書 ^{注3} の添付なし	確認書 ^{注2} 又は住宅性能評価書 ^{注3} の添付あり
新築しようとする場合	一戸建ての住宅 ^{注1}	45,000 円	12,000 円
	A ≤ 500㎡	104,000 円	22,000 円
	500㎡ < A ≤ 1,000㎡	164,000 円	36,000 円
	1,000㎡ < A ≤ 3,000㎡	325,000 円	59,000 円
	3,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	583,000 円	95,000 円
	5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	1,002,000 円	145,000 円
	10,000㎡ < A ≤ 20,000㎡	1,825,000 円	242,000 円
	20,000㎡ < A ≤ 30,000㎡	2,608,000 円	306,000 円
既存住宅に増改築しようとする場合 又は 建築行為を伴わない既存住宅の維持保全をしようとする場合	一戸建ての住宅 ^{注1}	67,000 円	18,000 円
	A ≤ 500㎡	157,000 円	33,000 円
	500㎡ < A ≤ 1,000㎡	248,000 円	53,000 円
	1,000㎡ < A ≤ 3,000㎡	489,000 円	89,000 円
	3,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	875,000 円	142,000 円
	5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	1,505,000 円	217,000 円
	10,000㎡ < A ≤ 20,000㎡	2,739,000 円	363,000 円
	20,000㎡ < A ≤ 30,000㎡	3,913,000 円	459,000 円
共同住宅等		4,793,000 円	521,000 円

注1 住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない専用住宅に限る。併用住宅は共同住宅等の手数料を適用する。

注2 新築しようとする場合又は建築行為を伴わない既存住宅の維持保全をしようとする場合に限る。

注3 長期使用構造等である旨の記載があるものに限る。

2. 変更認定申請手数料（法第8条第1項（譲渡人の決定を除く））

申請区分	確認書 ^{注2} 又は住宅性能評価書 ^{注3} の添付なし	確認書 ^{注2} 又は住宅性能評価書 ^{注3} の添付あり
一戸建ての住宅 ^{注1} （新築しようとする際に認定を受けたもの）	22,500 円	6,000 円
一戸建ての住宅 ^{注1} （増改築しようとする際に認定を受けたもの 又は建築行為を伴わず認定を受けたもの）	33,500 円	9,000 円
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の1/2 と増加する床面積の合計について、 1. の床面積の区分に応じた額	

注1 住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない専用住宅に限る。併用住宅は共同住宅等の手数料を適用する。

注2 新築しようとする際に認定を受けたものに限る。

注3 長期使用構造等である旨の記載があるものに限る。

3. 建築確認の申し出をする場合（法第6条第2項の申し出）

- （1）「1.長期優良住宅認定申請手数料」の手数料のうち、新築しようとする場合又は既存住宅に増改築しようとする場合の手数料に、建築基準法の建築確認申請手数料を加えた額とする。
- （2）認定申請住宅が構造計算適合性判定を要する場合は、建築基準法の判定手数料の額と（1）の額を合計した額とする。

4. 変更認定申請手数料（法第9条第1項、第3項（譲渡人を決定した場合））

1申請あたり（1戸あたり）3,000 円

5. 地位承継の承認申請手数料（法第10条）

1申請あたり（1戸あたり）3,000 円

6. 容積率の特例の許可申請手数料（法第18条第1項）

1申請あたり 161,000 円